

ぬくもりサロンとよなか事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域の公衆浴場や障害福祉センターひまわり（以下「ひまわり」）を活用し、高齢者が気軽に参加できるプログラムを実施することにより、高齢者の健康づくりや、介護予防を目的とする。

ひまわりでは、時間を共有することで高齢者と障害者の相互理解を深め、ささえあえる社会を目指す。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市とする。ただし、市長は、事業にかかる業務の運営管理を大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合豊中浴場組合（以下「浴場」）及び公益社団法人、その他市長が適当と認める法人等（以下「運営管理機関」）に委託して実施する。

(実施場所)

第3条 この事業は、市内公衆浴場のうち、事業に参加協力する浴場、及びひまわりで実施する。

(事業対象者)

第4条 この事業の参加対象者は、市内に住所を有する65歳以上の者とする。ただし、ひまわりで行う事業は、同センターを利用する65歳未満の者のうち、事業の参加を希望する者も対象とする。

(事業内容)

第5条 事業は、第3条の実施場所を利用し、浴場は、原則営業開始前、ひまわりは、予定表で定めた時間からそれぞれ1時間程度、集団的にプログラムを実施し、希望する者に対し、当日プログラム終了後に限り入浴サービスを提供するものとする。ただし、ひまわりでの事業後の入浴サービスは、ひまわり利用者は原則対象外とする。

(実施内容)

第6条 プログラム内容は、事業目的の趣旨に沿ったものとし、概ね次のような内容のいずれかとする。

- (1) 高齢者の介護予防、高齢者及び障害者の健康づくりに役立つ講話や体操
- (2) 高齢者及び障害者の活動の場となり、生きがいの充実に役立つ内容
- (3) その他、高齢者及び障害者が気軽に参加できる内容

(受付方法)

第7条 運営管理機関は、第4条の対象者のうちこの事業に参加しようとする者から、参加申し込みを事前に受付ける。ただし、ひまわりでの事業ではひまわり利用者から事前の参加申し込みを求めない。

(利用者カードの交付)

第8条 運営管理機関は、前条の参加申込者に住所及び年齢を証明できるものの提示及び参加申込書の提出を求め、内容を確認の上、第3条の実施場所で、別に定める利用者カード「ぬくもり参加証」を交付する。ただし、ひまわりを利用する参加者については原則交付しない。

2 運営管理機関は、参加者が同証不携帯の場合、前項の手順で再交付する。

(参加費用)

第9条 この事業の参加費用は、無料とする。ただし、前条の「ぬくもり参加証」を提示し、参加した者のうち入浴を希望する者に対し、プログラム終了後に限り、浴場は150円、及びひまわりは無料で入浴サービスを提供する。

(申込書等の様式)

第10条 この要綱による申込書等の書類の様式については、市長が別に定めるものとする。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。